## 平成26年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	10									府省庁	名	厚生労働省	
対象税目		そ(	の他 ( 国民係	建康保険利	<b>兑</b> )								
要望 項目名		田	旧老人保健制度の拠出金に係る経過措置の延長										
要望内容(概要)		・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 旧老人保健制度(平成20年度に後期高齢者医療制度が施行されたことに伴い老人保健制度は廃止されたが、 施行日以前の医療に要した費用等について、旧老人保健法の規定に基づき支払われることとされている) (参考) 老人保健制度の概要											
	旧老人保健制度は、市町村が、75歳以上の高齢者に対して医療の実施等を行う制度であり、その医療、保険・健保組合等)からの拠出金(以下「老健拠出金」という。)により賄っていた。老人保健制度がおいても、時効の中断等の理由により、過年度の給付に対する支払いを行う必要があることから、現から老健拠出金を徴収している。		健制度が廃	<b></b> 経止された平成20年4月以	以降に								
		・特例措置の内容 国保保険者において、老健拠出金の納付に要する費用を、国民健康保険税に含めて課することとす。 置について、その適用期限を平成27年度から平成29年度までの3年間延長する。						課することとする経	過措				
		※平成 22 年度以降の老健拠出金は、納付する年度の前々年度に支払われた、旧老人保健制度による給付用」という。)の実績に基づき、算定されることとなっており、現在の経過措置の対象は、平成 24 年度 定される平成 26 年度の老健拠出金までである。											
関係	条文		地方税法第7 建康保険法施	-				含(平成 20	年政令第1	16号) 附則	第 11 条	第1項から第5項	
減 見込	収		初年度] 改正増減収額	— 頁]	(	_	)	[平年度 —	] –	_ (	_	) (単位:百万円)	
要望	理由		1)政策目的 老人保健制度		こ要した	た費用	等の支持	ムいに必要	な税制上の	D措置を延	長する。		
		(2) 施策の必要性 老人保健制度が廃止された平成20年4月以降においても、時効の中断等の理由により、過年度の給付に対する支払いを行う必要があることから、本経過措置を延長することは必要である。 なお、医療費の請求自体は少数となってきている。(平成24年度は18件)											
本要 対応 縮源	する	_											
									.0 **		4.		

	1		
中世世		体系におけ 策目的の位 け	基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 9 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること 施策目標 9 — 1 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること
	政策(		国保保険者において、老健拠出金の納付に要する費用を国民健康保険税に含めて賦課すること。
	置	負担軽減措 登等の適用又 は延長期間	3年間
		引上の期間中 )達成目標	国保保険者において、老健拠出金の納付に要する費用を国民健康保険税に含めて賦課すること。
	政策達成	目標の 状況	延長措置により、国保保険者は老健拠出金の納付に要する費用を国民健康保険税に含めて賦課している。
有		の措置の見込み	国民健康保険税を徴収している市町村 1,490 市町村(平成22 年度末時点) ※保険料方式を採用している市町村は233 市町村
勃性	効果.	の措置の 見込み 段としての 性)	
相当性		要望項目 の税制上の 措置	
		上の措置等 求内容 金額	
	の 要	記の予算上 措置等と 望項目との 係	_
	要望の措置の 妥当性		_
		ページ	10 — 2

税負担軽減措置等の 適用実績	
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	
税負担軽減措置等の適 用による効果 (手段と しての有効性)	
前回要望時の 達成目標	一 ※平成23年度税制改正要望では、「後期高齢者医療制度を廃止し、新たな制度の創設等に伴う 税制上の所要の措置」の一部として要望しており、個別の達成目標は示していない。
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	
これまでの要望経緯	平成 23 年度税制改正要望
ページ	10 — 3